

# 岩村地区防災計画

～岩村の守るべき

「歴史・景観・地域コミュニティ」を  
次世代へ繋ぐための取り組み～



▲次世代へ繋ぐ歴史・景観

## 第 1 章 基本方針

恵那市では、市の地域と市民の生命・財産を災害から守るとともに、市民一人一人の自覚と努力を促すことによって、被害を最小限に軽減するために必要な、防災に関する事項を総合的に計画した「恵那市地域防災計画」を策定しています。

この計画では、防災協働社会の形成推進を図ることとしており、「自助」「共助」「公助」の役割分担が明確化されており、地域で取り組むべき事項が明記されています。本計画ではより具体的な取り組むべき行動などを計画に位置付け、地域内の減災・防災を推進することを目的とします。

社会情勢の変化などで助け合いの心が希薄しており、高齢化社会において自分自身を守ることが難しくなっているため、『自助・共助』にどうやって取り組むのか、具現化する必要もあります。

## 第 2 章 地区の特性

### □地形

当地区は、岐阜県の南東端部に位置しており、愛知県・長野県とも近く、平均標高は約 500m あり、夏は涼しいが冬は乾燥し、寒さが厳しい地域であります。また地区全体は山に囲まれた盆地で形成しており、面積の約 70% は山林で木曾川の支流である岩村川・飯羽間川・富田川が盆地内を北へと流れています。

岩村町は大きく分けて「岩村」、「飯羽間」、「富田」の 3 地区に分かれており、これは岩村町の歴史的な成り立ちにも由来しています。また当地区には、日本三大山城に選定されている「岩村城」や国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「岩村本通り」、「農村景観日本一」の称号を持つ富田地区など歴史と自然豊かな地域であります。

## □過去の災害

当地区で発生した大規模災害としては、平成元年9月の「台風22号（元年災）」による台風災害が記憶に新しいところですが、それ以降は大きな災害は起きていません。元年災では飯羽間地区の橋梁が流され、岩村本通りの家屋が床上浸水するなど大きな被害を受けましたが、建物被害に留まり、大きな人的被害はありませんでした。その後の災害復旧により、砂防や河川が整備されたことで、現在は減災に繋がっています。

## □想定される災害

当地区には34自治会がありますが、その内「12自治会にイエローゾーンの指定地域」があります。ただしその指定地域において、風水害での大きな災害は想定できませんが「地域内の要救護者が孤立する可能性」は否めないため、そういった災害弱者をいかに守るのか、今から対策を検討する必要があります。

今まで地震における大きな被害は受けていませんが、今後予想される「南海トラフ地震」などの大規模地震にも備えなければなりません。

## 第3章 地区の課題

岩村町自主防災隊は、自主的な防災活動を行い、被害の防止や軽減を図るため組織されました。平成26年度には、活動方針の参考とするため、町民に対してアンケート調査を実施しました。（別紙参照）

その結果、以下のような課題がでてきました。

- 他人の助けを借りて避難したい者が世帯の中にいる世帯 12%
- 家具転倒防止を実施したいが自分ではできない世帯 9%
- 火災報知機を設置したいが自分ではできない世帯 7%
- 食料・飲料水を備蓄していない世帯 50%
- 初期消火の対応ができない世帯 23%

また「減災力診断シート」から伺える地域全体的な課題は次のとおりです。

- 風水害や土砂災害の対策について、気象庁等からの気象情報の活用や家族、地域での話し合いが不足している。
- 災害の種類による訓練が不足しており、地域で指定する一時避難所の指定や開設等の対応が不十分である。
- 自治会ごとに計画的な防災に対する取組ができてなく、他の自治会との連携できていない。

## 第4章 活動計画

町民に対して実施したアンケート結果等を参考に、次の三つの項目を重点項目として事業計画をたて、今後は段階的に自主防災隊が中心となって活動に取り組みます。

- ・自分ではできない「家具転倒防止」の支援を行う

高齢者世帯や独居世帯で、各自では対策できない家具転倒防止器具等の取付支援を行う。

- ・災害弱者等の把握と「安全マップ」「安心カード」の充実を図る

災害弱者等を把握するため、「安全マップ」「安心カード」の充実を図り、地震その他の災害等が発生した際、救護できる体制を整える。

- ・重伝建地区の「消火器、火災報知機の設置」の徹底を図る

重伝建地区は火災の際、延焼の恐れが高いため、対象世帯へ消火器設置の徹底を図る。

## 第5章 検証と継続性

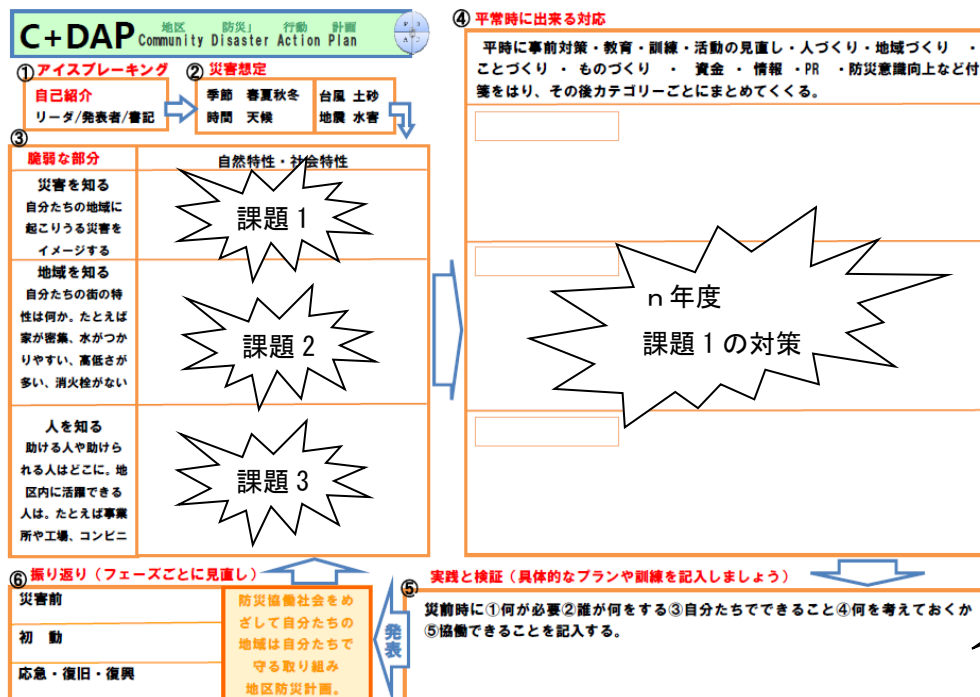
(1) C+DAP（シーダップ）による検証と継承

C+DAPによる活動を実施した結果の検証もC+DAPにより行い、その検証結果を次に引継ぎでいきます。

(2) 計画の見直し

この計画については、\*PDCAサイクルに従って見直しを行い、課題等の内容を変更する必要がある場合、所要の手続きを行います。

(C+DAPシート 恵那市自主防災隊運営ガイドを参照)



具体策  
誰が、何を、  
何処まで等

【用語解説】

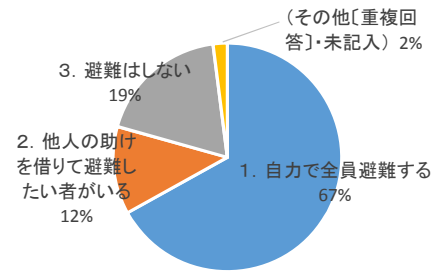
PDCA サイクルとは、業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価 (check)→改善 (act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

(別紙)アンケート結果

## ●避難に関する事項

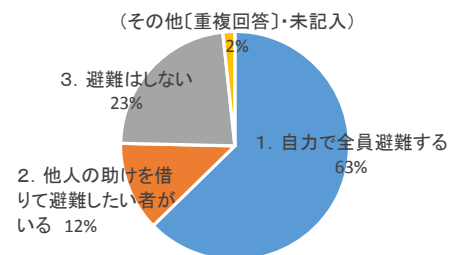
### 【集中豪雨で災害の発生する恐れのある場合】

1. 自力で全員避難する	662	66.9%
2. 他人の助けを借りて避難したい者がいる	123	12.4%
3. 避難はしない	184	18.6%
(その他〔重複回答〕・未記入)	20	2.0%
計	989	100.0%



### 【大地震発生後の場合で家屋に被害が無く余震が続く場合】

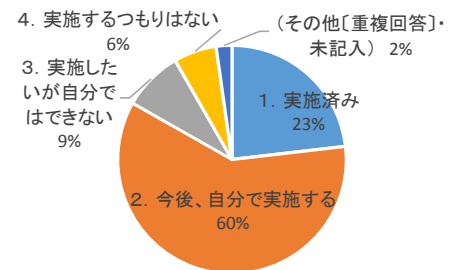
1. 自力で全員避難する	620	62.7%
2. 他人の助けを借りて避難したい者がいる	125	12.6%
3. 避難はしない	227	23.0%
(その他〔重複回答〕・未記入)	17	1.7%
計	989	100.0%



## ●住居に関する事項

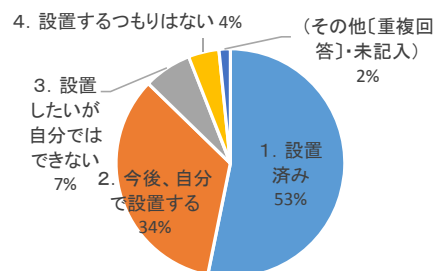
### 【家具等の転倒防止の対策は実施済みですか？】

1. 実施済み	229	23.2%
2. 今後、自分で実施する	594	60.1%
3. 実施したいが自分ではできない	84	8.5%
4. 実施するつもりはない	60	6.1%
(その他〔重複回答〕・未記入)	22	2.2%
計	989	100.0%



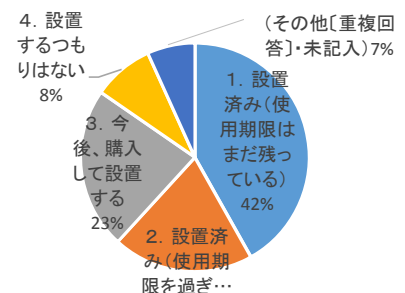
### 【火災報知器の設置】

1. 設置済み	526	53.2%
2. 今後、自分で設置する	337	34.1%
3. 設置したいが自分ではできない	67	6.8%
4. 設置するつもりはない	43	4.3%
(その他〔重複回答〕・未記入)	16	1.6%
計	989	100.0%



### 【消化器の設置】

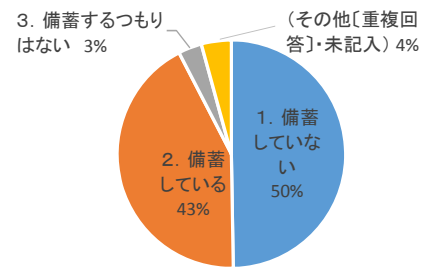
1. 設置済み(使用期限はまだ残っている)	414	41.9%
2. 設置済み(使用期限を過ぎている)	197	19.9%
3. 今後、購入して設置する	226	22.9%
4. 設置するつもりはない	85	8.6%
(その他〔重複回答〕・未記入)	67	6.8%
計	989	100.0%



## ●災害発生等の備えに関する事項

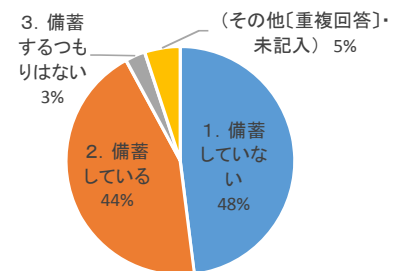
### 【飲料水(食料等の備蓄の状況)】

1. 備蓄していない	492	49.7%
2. 備蓄している	422	42.7%
3. 備蓄するつもりはない	33	3.3%
(その他[重複回答]・未記入)	42	4.2%
計	989	100.0%



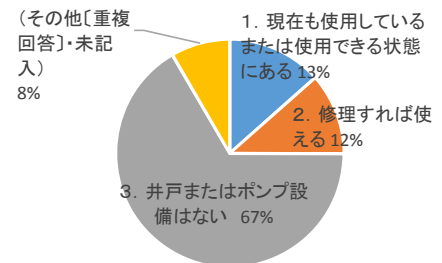
### 【食糧(食料等の備蓄の状況)】

1. 備蓄していない	475	48.0%
2. 備蓄している	436	44.1%
3. 備蓄するつもりはない	28	2.8%
(その他[重複回答]・未記入)	50	5.1%
計	989	100.0%



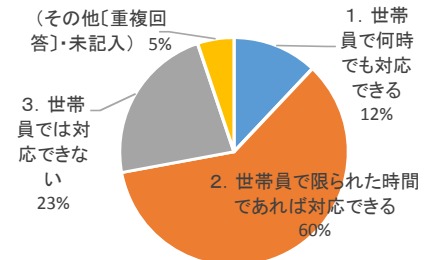
### 【手押し井戸ポンプの設備】

1. 現在も使用しているまたは使用できる状態にある	133	13.4%
2. 修理すれば使える	115	11.6%
3. 井戸またはポンプ設備はない	658	66.5%
(その他[重複回答]・未記入)	83	8.4%
計	989	100.0%



### 【火災が発生した場合の初期消火は】

1. 世帯員で何時でも対応できる	119	12.0%
2. 世帯員で限られた時間であれば対応できる	594	60.1%
3. 世帯員では対応できない	225	22.8%
(その他[重複回答]・未記入)	51	5.2%
計	989	100.0%



(参考)

岩村町自主防災隊規約

(名称)

第1条 この組織は、岩村町自主防災隊（以下「防災隊」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災隊は、単位自治会等の自主防災隊間の相互協力及び情報交換等有機的な活動を支援し、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災訓練の実施に関する事。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食給水等応急対策に関する事。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関する事。
- (6) 他組織との連携に関する事。
- (7) その他防災隊の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 次の団体の代表及び個人により組織する。

- (1) 単位自治会等で組織した自主防災隊
- (2) 恵那市消防団岩村分団
- (3) 城下町ホットいわむら
- (4) 恵那市防災アカデミー受講修了者（防災士）
- (5) 地域防災に関し識見を有するもの

(事務所)

第5条 本隊の事務所は、岩村振興事務所内に置く。

(役員)

第6条 防災隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 3名（うち1名は消防団岩村分団長）
- (3) 班長 6名（各ブロックから1名）※ブロックは別表1のとおり

2 役員は、会議参加者の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 隊長は、防災隊を代表し、平常時及び災害時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときはその職務を行う。

3 班長は、事業計画の立案及び活動の推進にあたり、班活動の指揮命令を行う。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じ隊長が招集し、会議の議長となる。会議は役員及び構成する組織の代表や個人を参加させるものとする。

(役員会)

第9条 役員会は、隊長が招集し、会議の議長となる。

附 則

この規約は、平成26年5月1日から実施する。

# 別表 1

## 単位自治連合会ブロック割り表

□加入自治会

第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック	第6ブロック
本町一丁目	新 道	西町一丁目	一 色	一 区	五 区
本町二丁目	江 戸 町	西町二丁目	緑 ケ 丘	二 区	六 区
本町三丁目	新 市 場	新町一丁目	領 家	上 平	七 区
本町四丁目	日 の 出 町	新町二丁目	大 通 寺	三 区	八 区
本町五丁目	日の出三丁目	石 畑	山 上	四 区	
柳 町	殿 町	大 根 洞		旭 ケ 丘	
		朝 日 町			